

Antitrust & Competition

Tokyo

Client Alert

15 February 2024

日本語版に 関するお問い合わせ先:



阿江 順也 パートナー 03 6271 9491 junya.ae@ bakermckenzie.com



山口 涼 シニア・アソシエイト 03 6271 9499 ryo.yamaguchi@ bakerrmckenzie.com

米国: 2024 年 HSR 届出基準値の公表

概要

米国連邦取引委員会(以下「FTC」)は、予定されている取引が1976年ハート・スコット・ロディノ(Hart-Scott-Rodino)反トラスト改正法(以下「HSR法」)に基づく届出義務があるかを判断する届出基準値の年次修正を公表した。

これに対応する HSR 届出手数料の修正もあわせて公表された。今回の年次修正による届出基準値と届出手数料は、連邦官報での公表から30日後の発効日以降(2024年2月26日以降)に実行する取引に適用される。

コメント

HSR 法の遵守は極めて重要である。本年初め、FTC は HSR 法違反に対する民事 罰の最高額を 1 日あたり 50,120 ドルから 51,744 ドルに引き上げ、<u>連邦官報</u>での公表日(2024年1月10日)から適用すると発表した。

新しい HSR 届出基準では、買収の結果、買い手が 1 億 1,950 万ドルを超える価額である議決権のある株式、資産、非法人持分を保有する場合、その取引は届出対象となる可能性がある。

現在、当局は HSR 届出様式の変更案を検討中であるが、取引当事者が収集・提出する必要のある情報を大幅に拡大することになる見込みである。

詳細

2024年の届出基準では、議決権のある株式、資産、非法人持分の取得に関する最低の「取引規模」の届出閾値は、1億1,140万ドルから1億1,950万ドルに引き上げられる。1億1,950万ドルを超え4億7,800万ドル以下の取引については、「取引当事者規模」要件が満たされる場合にのみ、HSR届出が必要となる。4億7,800万ドルを超える取引については、取引当事者の規模に関係なく、HSR届出義務が生じる可能性がある。

HSR 法の「取引当事者規模」要件が適用される場合、一般的には、取引の一方当事者の年間純売上高または総資産が 2 億 3,900 万ドル以上であり、他方当事者の年間純売上高または総資産が 2,390 万ドル以上である場合にその基準を満たす。いずれの場合においても、実質的な「当事者」とは、届出対象となりうる取引の当事者の最終親会社を指す。

届出基準	新閾値	旧閾値
「取引規模」要件	1 億 1,950 万ドル	1 億 1,140 万ドル
「取引当事者規模」要件*	一方当事者 2 億 3,900 万ドル 他方当事者 2390 万ドル	一方当事者 2億2,270万ドル 他方当事者 2,230万ドル
「取引当事者規模」要件 適用なし	4 億 7,800 万ドル	4 億 4,550 万ドル

^{*「}取引当事者規模」要件は、各当事者の年間純売上高または総資産に適用される。対象会社が製造業に従事していない場合は、資産のみが参照される。

2024年の HSR 届出手数料については、手数料が適用される取引価額の範囲を引き上げ、以下のとおり更新された。

2024 年修正届出	2024 年取引価額	旧届出手数	2023 年取引価
手数料		料	額
30,000 米ドル	1 億 1,950 万ドル以上 1 億 7,330 万ドル未満	30,000 米ドル	1 億 1,140 万ド ル以上 1 億 6,150 万ド ル未満
105,000 米ドル	1 億 7,330 万ドル以上 5 億 3,650 万ドル未満	100,000 米ドル	1 億 6,150 万ド ル以上 5 億ドル未満
260,000 米ドル	5 億 3,650 万ドル以上	250,000	5 億ドル以上
	10 億 7,300 万ドル未満	米ドル	10 億ドル未満
415,000 米ドル	10 億 7,300 万ドル以上	400,000	10 億ドル以上
	21 億 4,600 万ドル未満	米ドル	20 億ドル未満
830,000 米ドル	21 億 4,600 万ドル以上	800,000	20 億ドル以上
	53 億 6,500 万ドル未満	米ドル	50 億ドル未満
2,335,000 米ドル	53 億 6,500 万ドル以上	2,250,000 米ドル	50 億ドル以上

米国: 2024 年 HSR 届出基準値の公表 | 15 February 2024